



内閣府

令和7年11月14日  
～美ら島の未来を拓く～  
内閣府沖縄総合事務局

## 沖縄地区タクシーの運賃改定申請について

今般、沖縄地区の法人タクシー事業者から、人材確保のための労働環境改善の取組、利用者サービスの向上、物価高騰や最低賃金上昇に係る人件費増加による経営基盤の立て直しを内容とする運賃改定の申請がありました。

沖縄地区における実質的な運賃改定申請は、旧沖縄県本島地区で令和5年2月以来、旧沖縄県離島地区で令和4年12月以来の申請となります。

令和7年11月20日：一部数字に誤りがありましたので、  
訂正しております。

### 1. 申請の状況

令和7年10月31日に最初の申請があり、11月7日現在、2社から同趣旨の申請があります。

【沖縄地区法人事業者全体車両数】3,487台 (160事業者)

【これまでの申請台数及び申請割合】106台 3.0%

(旧沖縄県本島地区) 法人事業者全体車両数 2,962台 (118事業者)

これまでの申請台数及び申請割合 48台 1.6%

(旧沖縄県離島地区) 法人事業者全体車両数 525台 (42事業者)

これまでの申請台数及び申請割合 58台 11.0%

p

### 2. 申請の内容

【初乗り】普通車 600円 (1.75km) → 普通車 600円 (1.139km)

【加算】普通車 100円 (400m) → 普通車 100円 (333m)

【改定率 (增收率)】25.57%

※旧沖縄県本島地区の事業者による最初の申請

【初乗り】普通車 500円 (1.136km) → 普通車 600円 (1.131km)

【加算】普通車 100円 (463m) → 普通車 100円 (421m)

【改定率 (增收率)】14.30%

※旧沖縄県離島地区の事業者による最初の申請



### 3. 運賃改定の手続き

#### 【手続きの開始】

受付期間中に申請があった法人事業者の車両数の合計が当該地区における法人事業者全体車両数の5割以上となった場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに手続きを開始し、改定の要否を判定することとなります。

#### 【受付期間】

運賃改定申請には受付期間が定められており、最初の申請があったときから3ヶ月間となっています。

#### 【標準処理期間】

標準処理期間は手続き開始から6ヶ月以内となっています。

### 4. 添付資料

- ①運賃改定スケジュール（イメージ）
- ②運賃改定申請一覧（令和7年11月7日現在）

#### 問い合わせ先

内閣府沖縄総合事務局

運輸部陸上交通課

業務係

担当者：安慶田、松浦

TEL：098-866-1836

FAX：098-860-2369